

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和5年9月

亘 理 町

目 次

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の意義、構成、目標年次	1
第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	2
1 農業の概要	2
2 農業経営基盤強化の促進に関する目標	2
3 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	4
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	9
第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	9
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	9
2 本町が主体的に行う取組	10
3 関係機関との連携・役割分担の考え方	10
4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	10
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	10
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	10
2 農用地の利用関係の改善に関する事項	11
3 効率的かつ安定的な農業経営体数における面的集約についての目標	11
4 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	12
第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	12
1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	12
2 利用権設定等促進事業に関する事項	13
3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	18
4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	21
5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	21
第6 農地中間管理機構が行う特例時事業の実施に関する事項	22
第7 その他	22
別紙1 (第5の2(1)⑥関係)	23
別紙2 (第5の2(2)関係)	24

基本構想の意義

本町の地域農業の維持及び発展のため、農地の受け手となる経営体の支援を行いながら、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体の育成や新規就農者の確保を図っていくことが、実施すべき課題となっている。

このため、新たな制度、施策体系の下で農地流動化対策、担い手育成施策等について総合的な計画として、10年後を見通した農業経営基盤の強化の促進に関する方針を示すものとして「基本構想」を策定し、本町の効率的かつ安定的な農業経営のあるべき姿等を示している。

基本構想の構成

この基本構想は、第1～第7により構成する。

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

本町における農業生産、農業構造等の10年間を見通した今後の基本的な方向を記述し、目指すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標とすべき所得水準、労働時間等の基本的な考え方を示している。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

本町において展開している主な営農類型について、農業経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事態様等に関する指標を経営形態ごとに示している。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とする前記第2の指標に対する目安を示している。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

本町における農業の担い手確保及び育成に関する事項について示している。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

効率的かつ安定的な農業経営体に対する農用地の利用に占める面積の目標と経営体数の目標について10年後を見通して示している。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項について示している。

第6 農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項

農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する基本的な事項について示している。

第7 その他

附則

基本構想の目標年次

この基本構想は、令和3年度を初年度とし、令和12年度を目標年次とする10か年の構想である。

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 農業の概要

本町は、宮城県の南東部、仙台市から南へ約 26 km に位置し、西の阿武隈高地を背景に東は太平洋を望み海洋性気候の影響により温暖で降雪も少なく、丘陵地帯と沿岸の平野地帯が広がり県内有数の農業地帯「亘理平野」を形成している。

こうした立地条件を最大限に生かして、稲作を基幹として、施設園芸（いちご、軟弱野菜、花き）、果樹（りんご）、畜産を取り入れた複合経営農業に取り組んでおり、東北最大の消費地仙台市まで車で約 40 分、JR で 30 分、また、主要都市へのアクセスである仙台空港、仙台港、常磐自動車道により農産物の市場への輸送時間短縮等の地理的、社会的、経済的な立地条件を有効に活用した都市近郊型農業が展開されている。

本町の農業構造は、全国的な問題となっている、農家戸数、農業従事者数とも東日本大震災を機に離農するなど減少傾向であり、農業従事者の高齢化や後継者不足が一層深刻化していく中で、家族経営協定の締結、経営継承等も増えてきている。

また、震災により壊滅的な被害となった農地はほ場整備事業による大区画化、園芸産地の地位の維持確立のため、いちご団地等の生産基盤の整備も進められ、認定農業者や集落営農組織、法人等を中心に農地の集約・集積が進み、担い手経営体の経営面積の拡大や、組織化、企業参入などが進んでいる。

○本町の農業の推移

項目	2015 農林業センサス	2020 農林業センサス
総農家数	1,270 戸	966 戸
経営耕地面積	2,622ha	2,650ha
5 ha 以上経営農業経営体数	97 経営体	138 経営体
販売農家数	976 戸	712 戸
65 歳以上基幹的農業従事者の割合 (該当者/個人経営体)	55% (637 人/1,150 人)	63% (635 人/993 人)
後継者の確保状況の割合 (確保者/販売農家)	35% (346 戸/976 戸)	29% (213 戸/712 戸)

2 農業経営基盤強化の促進に関する目標

(1) 農業の基本的な方向

①水田フル活用による需要に応じた作物生産の推進

需要に応じた主食用米の生産と水田フル活用による備蓄米、飼料用米、新市場用開拓用米、大豆、そば、露地野菜を中心とした生産の拡大を推進するとともに、環境に配慮した環境保全型農業への取組拡大を進め、農業所得の向上と競争力の高い水田農業を目指す。

②園芸産地の地位の確立

町の特産品である、いちご、春菊、りんご、花き等を中心とした収益性の高い園芸作物の生産の維持・拡大を推進するとともに、先進的技術の導入による作業の省力化や生産性

の向上を図りながら、高品質高付加価値化を推進し、特色ある園芸産地の確保と農業所得の向上を目指す。

さらに、直売所などの地産地消を推進し消費拡大を図るとともに、農産加工品などの6次産業化を支援し、商品開発も含めた地域資源の活用の取組を推進する。

③畜産経営の向上の推進

畜産農家の需要に合わせた自給飼料作物等の生産や、耕種農家と連携した稲わらや堆肥の活用等環境に優しい循環型の経営の確立を図りながら、先進的な技術等も導入しながら省力化を図り、家畜の安定生産を行い畜産経営の向上を目指す。

④農業を支える多様な人材の確保・育成の推進

個別経営体、集落営農組織等の地域農業集団、農地所有適格化法人等に対して支援を行うことにより、経営の安定化を図る。また、農業関係機関・団体と連携して新規就農者のサポート体制を構築しスムーズな就農につなげるとともに、次世代の担い手の育成や、女性農業者が活躍できるための人材育成を進めながら、企業等の農業参入の推進を図ることにより新たな担い手の確保を目指す。また、雇用就農の受け皿となる法人設立についても支援しながら担い手の確保に努めていく。

⑤先進的技術を活用した農業生産の効率化の推進

I C T等の先進技術を活用し、超省力化や労力軽減を可能にするスマート農業を推進し、省力化、生産コストの低減を図りながら農業生産作業の効率化の向上を目指す。

⑥生産基盤の整備と農地の有効活用の推進

農地整備事業などによる農地の大区画化等を進めるとともに、担い手を中心とした農地集積・集約化を推進することにより、農地の有効活用を推進する。また、地域の合意形成に基づいた共同活動による農地の保全管理や、農地パトロール等により優良農地の確保や活用を図る。

⑦農業関係機関・団体と連携した取組の推進

町は、みやぎ亘理農業協同組合、亘理土地改良区、農業共済組合、亘理農業改良普及センター、農業委員会等の農業関係機関をはじめ、亘理町総合農政企画推進協議会、亘理町認定農業者連絡協議会や生産組織等を中心とした各種団体と連携を行いながら、農業の発展に向けて連絡・調整を図りながら取り組む。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営体の農業目標

町は、意欲ある農業者が、自信と希望を持って農業に取り組むことができるよう施策を集中的・重点的に実施し、農業が魅力とやりがいがあり職業として選択される産業となるよう、将来の農業経営の発展の目標を明示し、効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図る。また、体制が整った個別経営体や集落営農組織等については法人形態への誘導を推進する。

具体的な農業経営の指標は、宮城県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）及び本町及びその周辺市町村において現に成立している優良な農業経営の事例等を踏まえ、効率的かつ安定的な農業経営体が、他産業従事者並みの年間農業所得（※）（主たる農業従事者1人当たり400万円程度、1個別経営体当たり500万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,800～2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、これらの指標が本町における多くの農業経営体により達成される状態を目指す。

ただし、農業経営改善計画において、指標に示す水準に達しない場合においても、農業経営体が経営の改善・発展に向けた取組を継続し、将来的には指標に達成することが見込まれる場合においては、十分に精査し判断するものとする。

（※）年間農業所得には、各種交付金及び補助金を含む。

3 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

（1）新規就農の現状

本町における、新規就農者の現状は平成28年より令和2年までの5年間で11名が就農し、作目では施設園芸が約45%と最も高い就農状況となっている。

（2）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

「基本方針」に掲げられた、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標年間160人を踏まえ、本町においては年間1人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人設立についても先導的に確保に努めていく。

（3）新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する目標

本町およびその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,800～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（2の（2）に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標6割程度）の農業所得、すなわち主たる従事者1人当たりの年間農業所得240万円程度）を目標とする。

（4）新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に向けた取組

農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう、教育機関、教育委員会、農業関係機関・団体、地域の方々と連携を図りながら、生徒や学生が農業に興味関心をもてるような、生産者との交流の場や一般の方を対象にした農業体験などの機会を設け啓発を行っていく。

就農希望者に対しては、農業の技術力の向上のため農業研修機関である宮城県農業大学校や亶理郡農業振興公社等の研修機関の紹介や、農業関係機関・団体で組織する就農相談会で情報を共有しながら効果的に育成・確保に努めていく。

就農後は、農業支援制度の活用促進、適宜営農状況を把握し、地域の農業委員、農地利用最適化推進員、指導農業士、認定農業者等の助言、指導など地域の総力をあげてサポートし安定的な農業経営者を育成・確保し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示した目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
No. 1 稲作 + 大豆作 + 飼料用米	〈作付面積等〉 水稲：20 ha 大豆：5.0 ha 飼料用米：5.0 ha 【経営面積】30ha (自作地：14.0 ha) (借地：16.0 ha)	〈資本設備等〉 ○機械化一貫体系 ○品種：ひとめぼれ中心 ○品種：ミヤギシロメ等 ○ほ場の集積 ○大豆跡に飼料用米の生産 ○稲作(大豆)機械の稼働率向上	○営農・生活設計に基づく経営ビジョンの確立 ○複式簿記記帳に基づく経営目標管理 ○複式簿記記帳による経営と家計との分離を図る。 ○青色申告の実施 ○パソコン、ファクシミリ、インターネットの導入	○休日制の導入 ○農業者年金制度等の加入 ○パート等の雇用従事者の確保 ○家族経営協定または就業規則による給料制の導入 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入
No. 2 稲作 + 大豆作	〈作付面積等〉 水稲：10.0ha 大豆：5.0 ha 【経営面積】15.0ha (自作地：7.0 ha) (借地：8.0 ha)	〈資本設備等〉 ○機械化一貫体系 ○品種：ひとめぼれ中心 ○品種：ミヤギシロメ等 ○ほ場の集積 ○稲作(大豆)機械の稼働率向上	○米+土地利用型作物については、経営所得安定対策等の交付単価を基に試算	
No. 3 稲作 + 飼料用米	〈作付面積等〉 水稲(直播)：5.0ha 飼料用米(直播)：6.0 ha 【経営面積】11.0ha (自作地：6.0 ha) (借地：5.0 ha)	〈資本設備等〉 ○機械化一貫体系 ○品種：ひとめぼれ中心 ○ほ場の集積 ○直播による省力栽培		

<p>No. 4</p> <p>施設野菜 + 稲作</p>	<p>〈作付面積等〉 いちご : 0.25ha 種苗畑 : 0.20ha 水稲 : 8.0ha 【経営面積】 8.45ha (自作地 : 5.45ha) (借地 : 3.0ha)</p>	<p>〈資本設備等〉 ○夜冷短日促成栽培等 による作型組合せ ○鉄骨ハウス 2,500 m² ○機械化一貫体系共同 利用 ○品種:ひとめぼれ中心 ○ほ場の集積</p>		
<p>No. 5</p> <p>施設野菜 + 稲作</p>	<p>〈作付面積等〉 春菊 : 0.26ha 水稲 : 8.0ha 【経営面積】 8.26 ha (自作地 : 4.26ha) (借地 : 4.0ha)</p>	<p>〈資本設備等〉 ○パイプハウス 2,600 m² (年2作) ○機械化一貫体系 ○品種:ひとめぼれ中心 ○ほ場の集積</p>		
<p>No. 6</p> <p>果樹 + 稲作</p>	<p>〈作付面積等〉 りんご : 1.8ha 水稲 : 7.0ha 【経営面積】 8.8ha (自作地 : 4.8ha) (借地 : 4.0ha)</p>	<p>〈資本設備等〉 ○スピードスプレーヤ ー等共同利用 ○品種 : ふじ等 普通栽培+わい化栽 培の組合せ ○機械化一貫体系 ○品種:ひとめぼれ中心 ○ほ場の集積</p>		
<p>No. 7</p> <p>畜産 (肥育) + 稲作</p>	<p>〈作付面積等〉 肉牛 : 55 頭 水稲 : 9.0ha 【経営面積】 9.0ha (自作地 : 3.0ha) (借地 : 6.0ha)</p>	<p>〈資本設備等〉 ○素牛(黒毛和牛・去勢) ○肥育期間 20 か月 ○肉質重視型肥育 ○良質粗飼料の確保 ○機械化一貫体系 ○品種:ひとめぼれ中心 ○ほ場の集積</p>		
<p>No. 8</p> <p>畜産 (酪農) +</p>	<p>〈作付面積等〉 乳牛 : 40 頭 飼料畑等 : 5.0ha 水稲 : 7.0ha 【経営面積】</p>	<p>〈資本設備等〉 ○つなぎ飼養方式、牛群 検定による高泌乳牛 の確保、飼料等の自給 ○ロールベラー、コー</p>		

稲作	12.0ha (自作地: 8.5ha) (借地: 3.5ha)	ンハーベスター等機械の共同利用 ○機械化一貫体系 ○品種:ひとめぼれ中心 ○ほ場の集積		
No. 9 施設・露地 花き + 稲作	〈作付面積等〉 きく: 0.35ha 0.20ha(露地) 水稻: 2.5ha 【経営面積】 3.05ha (自作地: 3.05ha)	〈資本設備等〉 ○鉄骨ハウス 3,500 m ² (年2作) ○機械化一貫体系 ○品種:ひとめぼれ中心 ○ほ場の集積		
No. 10 施設花き + 稲作	〈作付面積等〉 トルコキョウ、ストック他: 0.35ha 水稻: 2.0ha 【経営面積】 2.35ha (自作地: 2.35ha)	〈資本設備等〉 ○パイプハウス 3,500 m ² ○トルコキョウ、ストック他の作型調整による組合せ ○機械化一貫体系 ○品種:ひとめぼれ中心 ○ほ場の集積		
No. 11 施設野菜 + 稲作	〈作付面積等〉 いちご: 0.35ha 種苗畑: 0.2ha 水稻: 2.0ha 【経営面積】 2.55ha (自作地: 2.55ha)	〈資本設備等〉 ○夜冷短日促成栽培等による作型の組合せ ○鉄骨ハウス 3,500 m ² ○環境制御やICT等の先進技術の導入 ○機械化一貫体系 ○品種:ひとめぼれ中心 ○ほ場の集積		
No. 12 施設野菜	〈作付面積等〉 いちご: 0.35ha 種苗畑: 0.2ha 【経営面積】 0.55ha (自作地: 0.55ha)	〈資本設備等〉 ○夜冷短日促成栽培等による作型の組合せ ○鉄骨ハウス 3,500 m ² ○環境制御やICT等の先進技術の導入		

No. 13 露地野菜	〈作付面積等〉 にんじん：1.0ha だいこん：1.0ha きゃべつ：2.0ha 【経営面積】4ha (自作地：2.0ha) (借入地：2.0ha)	〈資本設備等〉 ○機械化一貫体系		
----------------	--	---------------------	--	--

(注1) 個別経営体は、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1～2人として想定している。

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
No. 14 稲作 + 大豆作 + 飼料用米 組織経営 主たる 従事者 5人	〈作付面積等〉 水稻：35.0ha 大豆：25.0ha 飼料用米：10.0ha 【経営面積】70.0ha (自作地：15.0ha) (借地：55.0ha)	〈資本設備等〉 ○構成員5戸の組織経営体 ○機械化一貫体系 ○品種：ひとめぼれ中心 ○大豆跡に飼料用米の生産 ○直播技術導入 ○ほ場の集積 ○大豆コンバイン・大豆 ○乗用管理機共同利用 ○品種：ミヤギシロメ等	(農地所有適格法人) ○構成員が共有する経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の方向に応じた販売管理 ○特にマーケティングを意識した生産・販売対策 ○経営所得安定対策等の交付単価を基に試算している。	○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○就業規則による給料制、休日制等の実施 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入
No. 15 施設野菜	〈作付面積等〉 いちご：1ha 種苗畑：0.4ha 【経営面積】	〈資本設備等〉 ○夜冷短日促成栽培等による作型の組合せ ○鉄骨ハウス10,000㎡	(農地所有適格法人) ○構成員が共有する経営ビジ	○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理

組織経営 主たる 従事者 3人	1.4ha (自作地： 1.4ha)	○環境制御やICT等の 新技術の導入	ヨンの樹立 ○複式簿記記帳 に基づく経営 目標管理 ○経営の方向に 応じた販売管 理 ○特にマーケテ ィングを意識し た生産・販売対策	○就業規則によ る給料制、休日 制等の実施 ○経営形態に応 じた労災・雇用 保険の加入
--------------------------	--------------------------	-----------------------	--	--

(注1) 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体と想定している。なお、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者が目標とする所得の額が第1で掲げた目標に到達することを基本とする。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

本町において、第1の3(3)に示したような目標を可能とする農業経営の指標は、第2の農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標のとおりであり、新たに農業経営を営もうとする青年等が取り組む農業経営においても、本指標を参考とする。

第1の3(3)に示す目標は、農業経営開始から5年後に農業で生計が成り立つ年間農業所得であり、将来的には第1の2(2)に示す目標達成を目指す。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本町の特産品であるいちご等の農畜産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、宮城県農業経営・就農支援センター（以下「農業経営・就農支援センター」という。）、亘理農業改良普及センター、みやぎ亘理農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援等の受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結に

よる就業性、休日制、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本町の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者等 農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 本町が主体的に行う取組

本町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、亙理農業改良普及センターやみやぎ亙理農業協同組合等の関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、必要となる農地のあっせん、資金調達のサポートを行う。

また、新たに農業経営を始めようとする青年達が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効率的に活用しながら、確実な定着、経営発展ができるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引続き農業経営改善の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本町は、亙理農業改良普及センター、農業委員会、みやぎ亙理農業協同組合等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な進捗管理を行いながら、就農希望者への情報提供や相談対応、農地のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 亙理農業改良普及センター、みやぎ亙理農業協同組合は、新たに農業経営を開始する者に対して、技術的指導、経営指導を行い、サポートを行う。
- ② 宮城県農業会議、宮城県農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本町は、農業を担う者の確保のため、みやぎ亙理農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、本町の区域内において後継者がいない場合は、宮城県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、宮城県農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携し、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営体に対する農用地の利用の集積に関する目標（目標年次：令和

12年度)については、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営体が地域における農用地の利用に占める面積の目標

効率的かつ安定的な農業経営体が 地域の農用地の利用に占める面積の目標 (目標年次：令和12年)	60.0%
---	-------

(注1)「効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める面積の目標」は、農業委員会で定める農地等の最適化の推進に関する指針における担い手への農地利用集積目標に基づき、認定農業者が営農する、自己所有地、借入地の農用地の面積とする。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、農用地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえ効率的かつ安定的な農業経営体への農用地の利用集積の取組を推進する。

取組を進めるに当たっては、効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握し、必要に応じて改善を図る処置を講ずる。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、地域の担い手等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとし、農用地の利用集積に関して混乱が生じないように、地域における話し合いの中で、十分な調整を行うこととする。

3 効率的かつ安定的な農業経営体数における面的集約についての目標

効率的かつ安定的な農業経営のため、地区内で分散利用している農地を集約し効率的な農地利用となるよう集積を進め、農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業等の活用により、集積割合が高まるように努めるものとする。

○農業構造の指標

効率的かつ安定的な農業経営体数の目標等

農業経営改善計画の認定 経営体数	区 分	令和12年度
	経営体数	285 経営体
	個別経営体数	270 経営体
	組織経営体数	15 経営体

区分	令和12年度	集積率
農用地面積	3,180 h a	60.0%
経営体への集積面積	1,908 h a	
田	2,490 h a	70.2%
経営体への集積面積	1,748 h a	
畑	690 h a	23.2%
経営体への集積面積	160 h a	

4 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

地域全体で農用地の利用関係の調整を行うため、亘理町、農業委員会、宮城県農地中間管理機構、みやぎ亘理農業協同組合、亘理土地改良区等の関係機関・団体と連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、農用地の面的集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地集積を進めるものとする。

また、地域の農用地の利用集積を適切かつ効率的に進める観点から、利用集積の対象者間の協議・調整を行うため、宮城県農地中間管理機構や亘理町地域計画を積極的に活用していく。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

次に掲げる農業経営基盤強化促進事業については、宮城県による「基本方針」の第5に定められた方向に即しつつ、地域特性を十分踏まえて、以下の方針に沿って取り組むものとする。

- ① 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- ② 利用権設定等促進事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
- ④ 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物の農繁期を除いて設定することとし、開催にあたっては、町広報誌・ホームページの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。参加者については、農業者、亘理町、農業委員、農地利用最適化推進委員、宮城県農地中間管理機構の地域コーディネーター、みやぎ亘理農業協同組合、亘理土地改良区、宮城県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応窓口は、町農林水産課に設置する。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、保全等を図ること。

本町は、地域計画の策定に当たって、宮城県、農業委員会、宮城県農地中間管理機構、みやぎ亘理農業協同組合、亘理土地改良区等の関係機関と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人、農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。）又は新規就農者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。
- ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（カ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（ウ）、（オ）及び（カ）、新規就農者にあっては（ア）、（イ）、（ウ）及び（エ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。

（エ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（オ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。

（カ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（オ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農用地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることが確実である等事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合においては、当該者が前項のアの（ア）から（ウ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）及び（ウ）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

- ③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、当

該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 利用権の設定等を受けた後に行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）（以下「政令」という。）第 5 条で定める者を除く。）である場合は、次に掲げるすべてを備えるものとする。
 - ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的な農業経営を行うと見込まれること。
 - ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等のうち 1 人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 1 のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会及び同法第 72 条の 10 第 1 項第 2 号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙 2 のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第 7 号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

① 町は、法第6条の規定による基本構想の同意承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第2条によりみなされる場合は不要）。

② 町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

③ 町は、農用地利用集積計画を定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農用地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④ ②から③に定める申し出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

① 町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

② 町は、(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を

受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったとき、町は、農用地利用集積計画を定めることができる。

- ④ 町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする農用地等及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

（７）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。なお、⑥のウに掲げる事項については、（１）の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所。
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（（１）の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける農用地等の所在、地番、地目及び面積。
- ③ ①に規定する者に②に規定する農用地等について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所。
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（農用地等の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係。
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転後における農用地等の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係。
- ⑥ ①に規定する者が（１）の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項。
 - ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃借権又は使用貸借の解除をする旨の条件。
 - イ その者が毎事業年度の終了後３月以内に、農地法第６条の２第１項で農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和５５年農林水産省令第３４号、以下「規則」という。）第１６条の２各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農用地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨。
 - ウ その者が、賃借権又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
 - （ア）農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - （イ）原状回復の費用負担者
 - （ウ）原状回復がされないときの損害賠償の取決め

(エ) 貸借期間中の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

(オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する農用地等ごとに(7)の①に規定する者並びに当該農用地等について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る農用地等について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該農用地等について所有権を有する者の同意については、当該農用地等について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画の定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑤までに掲げる事項を町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され若しくは移転し又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る農用地等を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

町は、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る農用地等の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借権による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者（法第18条第2項第6号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認められるとき。

② 町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取

り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより、これらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借権又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 町は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を町の掲示板への掲示により公告する。

④ 町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃借権又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図れないおそれがあると認められときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、農地中間管理事業の活用を図るものとする。

農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

(14)(3)から(13)に関する農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関との連携の考え方

(3)から(14)に記載された事項を実施するに当たっては、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関と適切な連携を図るものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 農用地利用改善事業の実施区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、農用地等の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1~数集落)とするものとする。

ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式 6-1 号の認定申請書を町に提出して、農用地利用規程について町の認定を受けることができる。
- ② 町は、提出された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の規定に基づき認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を町の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第 11 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、助言

① 町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、助言に努める。

② 町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、みやぎ互理農業協同組合、互理農業改良普及センター、農地中間管理機構、農業委員会等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体の協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本町は、地域計画の実現のため、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合等の関係機関・団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため、農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

みやぎ亘理農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

町は、第5の1から4までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 町は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図り、地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

イ 町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

①事業推進体制等

町は、みやぎ亘理農業協同組合、亘理土地改良区、亘理農業改良普及センター、農業委員会、農用地利用改善団体、その他の関係機関・団体と連携しながら、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な農業経営体の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を作成し、関係者が一体となって効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を推進する。

②農業委員会等の協力

農業委員会、みやぎ亘理農業協同組合、亘理土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努める。

第6 農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定により宮城県の農地中間管理機構に指定されたみやぎ農業振興公社は、基本方針第6に定められた事業を行う。

町において、農地中間管理機構が特例事業を行う際は、亘理町農業振興地域整備計画の内容に即して適正かつ円滑に特例事業が行われることとし、町はみやぎ亘理農業協同組合、亘理農業改良普及センター、農地中間管理機構、農業委員会等農業関係機関・団体との協調に努める。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成18年8月9日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成22年5月26日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成26年3月28日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。
- 5 この基本構想は、平成27年4月1日から施行する。
- 6 この基本構想は、平成28年9月1日から施行する。
- 7 この基本構想は、令和4年3月31日から施行する。
- 8 この基本構想は、令和5年9月20日から施行する。

別紙1（第5の2（1）㊦関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
その土地を効率的に利用することができることを認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
その土地を効率的に利用することができることを認められること。
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
その土地を効率的に利用することができることを認められること。

別紙2（第5の2（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でない認められる場合には3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有し</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、金額に換算した</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目の如何を問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当</p>

ない旨を定めるものとする。	額が上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。		事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。
---------------	--	--	---

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受

ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当っては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するために高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取扱については、農業者年金基金の定めるところによるものとする。</p>

